

第三十一回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十一時三十九分開会

委員の異動

二月六日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として本多市郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀雄君
鈴木 壽君

委員

小柳 牧衛君
郡 祐一君
成田 一郎君
成瀬 幡治君
松澤 兼人君
森 八三二君

國務大臣

青木 正君

政府委員

自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永亨一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査の件
(昭和三十四年度地方財政計画に関する件)

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(館哲二君) これから委員会を開きます。

まず、委員の異動を御報告申し上げますが、去る六日に佐野廣君が辞任されました。本多市郎君が補欠選任されました。

○委員長(館哲二君) これより本日の議事に入ります。

去る七日に、地方自治法の一部を改正する法律案が、本委員会先議議案として当委員会に付託されました。本日は、まずこの法律案を議題といたしまして、政府から提案の理由の説明を聴取いたしたいと思います。

○國務大臣(青木正君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

現行の地方自治法においては、国と都道府県の間及び都道府県相互間にあっては、退職年金制度上の基礎となる在職期間を通算することとなっており、この際、市町村立全日制高等学校の教員等についても、恩給並びに都道府県及び市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算措置を講じようとするものであります。

現行の地方自治法の規定によりますと、都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立の義務教育諸学校の教職員及び市町村立の定時制高等学校の教

職員につきましては、国と都道府県との間及び都道府県相互間には在職期間が通算されることになっておるのであります。市町村の退職年金条例の適用を受ける市町村立の大学、全日制の高等学校及び幼稚園の教職員並びに市町村の教育事務に従事する職員等につきましては、市町村の一般職員の場合と同様に、都道府県と市町村との間及び市町村相互間には在職期間の通算措置をするように努めなければならない旨の規定があり、通算措置を講ずるかどうかは、都道府県及び市町村の自主的な判断にゆだねられておるのであります。

このように、市町村の退職年金条例の適用を受ける者について、強制通算の措置を講じなかつたのは、都道府県の退職年金制度は、恩給法に準じて統一されているのに対し、市町村の退職年金制度は、国及び都道府県の制度と比較して、内容において相当の相違が見られ、在職期間の通算に伴う調整が技術的に困難であつたからであります。

しかしながら、全日制高校の職員等についてこのような取扱いとするには、都道府県、市町村相互間に人事交流の必要が強い教育職員の取扱いとしては適当でないばかりでなく、義務教育職員及び定時制高校職員との均衡の点においても適当ではないと考えられ、その是正について各方面から要望されておるところであります。政府としても、その取扱いについて慎重に

検討を続けて参つたのでありますが、ここに成案を得ましたので、地方自治法の一部を改正し、市町村立の全日制高等学校の教職員等につきまして、市町村の教育職員としての在職期間を、その市町村の教職員に適用される退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従つて定められている場合には、義務教育職員の場合と同様に、在職期間の通算措置を講じなければならぬものとしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) 本案に対する質疑は、次の機会に譲ることいたします。

○委員長(館哲二君) 次に、昭和三十四年度地方財政計画に関する件を議題にいたします。

まず、自治庁長官から本計画についての説明を聴取いたします。

○國務大臣(青木正君) ただいまお手元に配付いたしました昭和三十四年度地方財政計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十四年度の地方財政については、多くの地方団体がなお再建途上にあることにかんがみ、一面においては、地方税についても減税を行い、国民負担の軽減をはかることとしながら、他面においては、可及的に地方財源の充実をはかり、行政水準の維持向上に留意することとして、次のような方針に基き、地方財政計画を策定することとしたのであります。

第一は、中小企業の負担の軽減をはかるため、事業税を減税するほか、零細負担の排除と負担の均衡化を中心とする地方税制の改正を行うこととあります。

第二は、減税による昭和三十四年度における地方財源の減少を補てんするため、地方交付税率を引き上げるほか、固定資産税の制限税率を引き下げに伴つて生ずる減収を補てんするため、特別措置を講ずることとあります。

第三は、公共事業を初めとする投資的事業の拡充に必要な財源を確保することにより可及的に行政水準の維持向上を期するため、次のような措置を講ずることとあります。

その一は、道路整備五カ年計画の実施を確保するため、道路整備事業の国庫負担率は特に引き上げられた昭和三十三年度の負担率を維持するとともに、地方負担額の増加に対応し、軽油引取税の税率を引き上げて、道路目的財源の充実をはかることとあります。

その二は、すし詰め教室の解消のための公立文庫施設整備事業費等の必要資金を確保するため、地方債の総額を増額することとあります。

第四は、人事院勧告に基く国家公務員の給与改善措置に対応し、地方公務員についても初任給の引き上げ及び期末手当の増額をはかることができるようにするのであります。

第五は、地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、地方交付税制度等を改正することであります。

以上のような方針のもとに、昭和三十四年度の地方財政計画を策定いたしますと、その歳出規模は一兆三千三百四十一億円で、昭和三十三年地方財政計画に比して、一千八百億円の増加を見ることがなつたのであります。

次に、歳入及び歳入のおもな内容の概要について、簡単に御説明申し上げます。

まず第一に歳入について申し上げます。

その一は、給与関係経費であります。給与関係経費につきましては、(一)人事院勧告に基づく給与の改善のための経費、(二)すし詰め教室解消のための義務教育職員の増加、交通警察の拡充強化等のための警察職員の増加、消防行政の指導強化等のための都道府県職員の増加その他法律制度の改正に伴う職員の増加に要する経費をまかなうための財源を確保するほか、昇給、退職手当、暫定手当の増、恩給及び退職料の増等を見込みました結果、前年度に比し四百四十一億円の増加、五千三百九十一億円となつたのであります。

その二は、その他の消費的経費であります。このうち、国庫補助負担金を伴う経費につきましては、義務教育教材費、生活保護費等国庫予算の増加に伴う地方負担の増加をまかなうための財源を確保し、また、国庫補助負担金を伴わない経費につきましては、地方選挙費その他の増減経費を見込んだほか、特に駐在所勤務警察職員の配偶者等に対する協力報酬費を新たに計上することとするともに、反面、可及的

に、経費の節減合理化を期するため、旅費及び物件費について三〇程度の節約を見込むこととしたのであります。

その結果、前年度に比し、国庫補助負担金を伴う経費は、百五億円の増加、一千二百七十八億円になり、国庫補助負担金を伴わない経費は、九億円の減、一千五百二十六億円となつたのであります。

その三は、公債費であります。公債費につきましては、一部償還期限の到来する地方債があることに基き、昭和三十四年度は八百十六億円となり、前年度に比し、七億円の減を示しますが、直轄事業の地方分担金にかかる交付公債の元利償還費は累年増加する状況にあり、昭和三十五年以降においては、公債費は再び増加を示すものと見込まれます。

その四は、道路、橋梁等の維持補修費であります。この経費は、前年度と同額の四百二十億円を見込むこととしたのであります。

その五は、投資的経費であります。このうち、国庫補助負担金を伴うものは、国庫予算において、道路整備五カ年計画に基く道路整備事業費、すし詰め教室解消のための公立文庫施設整備事業費、治山治水対策事業費等の公共事業費が著しく増額されたため、前年度に比し四百十三億円増加、二千六百六十六億円となつたのであります。

なお、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律の適用期限の終了に伴い、関係部分の国庫負担率が引き下げられることもあつて、地方負担の増加額は二百十八億円に上る見込みであります。直轄事業に伴う地方分担金の増加

額約七十八億円を加え、地方負担の増加額は二百九十六億円程度となります。

また、国庫補助負担金を伴わない地方独自の投資的経費につきましては、義務教育施設の整備事業費、道路整備五カ年計画における道路整備事業費、下水道整備事業費、新市町村建設に要する経費、昭和三十三年発生災害の災害復旧事業費等を中心として、前年度に比し、七十五億円を増額し、一千七十九億円としたのであります。

第二は、歳入であります。

その一は、地方税収入であります。

現行制度による税収入は、前年度に比し、三百五十三億円増加するものと見込まれるのであります。固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収額を除き、事業税を中心として九十七億円の減税を行うこととする反面、道路整備五カ年計画の実施に必要な道路財源を充実するため、軽油引取税の税率の引き上げ等を行うことにより増収をはかることとしておりますので、差し引き四十九億円の減収を生ずることとなり、前年度に比し、結果において、前年度に比し、三百四十四億円の増となり、総額五千四百九十九億円となるものと見込まれます。

その二は、地方譲与税であります。譲与税収入については、三十一億円の自然増収が見込まれておりますのでありますが、入場税の減税に基く入場譲与税の減収十九億円を差し引きますと、前年度に比し、十二億円増加し、総額三百三十四億円となるものと見込まれるのであります。

その三は、地方交付税であります。地方交付税の総額は、二千四百八十六

億円と見込みましたが、これは法定の繰入率を一〇引き上げることとし、所得減税後の国税三税の収入見込額八千二百十八億円の二一・八・五の額に、昭和三十三年の精算分百四十四億円を加算して算定したものであります。前年度に比し、二百四十六億円の増となつております。

その四は、国庫支出金であります。国庫支出金は、義務教育費国庫負担金において八十六億円の増、その他の普通補助負担金において六十億円の増、公共事業費補助負担金において百八十四億円の増、失業対策事業費補助負担金において十一億円の増であり、合計において、前年度に比し、三千四百三十一億円の増加、三千四百三十一億円となつております。なお、国有提

供施設等所在市町村助成交付金は、前年度と同額の十億円であります。

その五は、地方債であります。地方債につきましては、国におけるすし詰め教室の解消等の計画に即応し、適債事業の所要資金を確保するため、前年度に比し、六十五億円を増額し、その総額を四百九十五億円としたのであります。

なお、明年度における地方債としては、地方財政計画に計上する右の額のほかに、公営企業債四百八十七億円、準公営企業債百十八億円を予定しております。これらを合せて、地方債の総額は一千百億円となるのであります。前年度に比し、百億円の増加となつております。資金別の内訳は、政府資金入

百五十億円、公募資金二百五十億円であります。

また、さしあたり交付公債をもつて納付する直轄事業にかかる地方分担金の増加額が約七十八億円を見込まれて

いますので、これを加えますと、地方財政計画に掲げるべき普通会計分の地方債の増加額は、百四十三億円程度となる見込みであります。

その六は、雑収入であります。雑収入につきましては、高等学校の生徒増に伴う授業料の増、発電水利用料の増その他の自然増によつて、前年度に比し、五十億円増加するものと見込み、一千八百八十七億円としたのであります。

なお、東京都及び五大市の下水道事業につきましましては、これを準公営企業といたし、これに伴い、これにかかる歳入及び歳出をそれぞれ地方財政計画から除外してあります。

これを要するに、明年度増加する一千八百八十七億円の歳入の内訳は、(一)人事院勧告による初任給の引き上げ及び期末手当の増額に要する経費百五十七億円を含む給与関係経費並びに生活保護費等の国庫補助負担金の増加に対応する消費的経費において五百三十七億円の増、(二)公共事業、失業対策事業、単独事業等の投資的経費において四百八十八億円の増となつております。この投資的経費の増加額は、かなり著しいものであります。このうちには、道路整備五カ年計画による公共事業及び単独事業百八十二億円、すし詰め教室解消五カ年計画による公共事業及び単独事業八十八億円、災害復旧事業四十七億円等が含まれており、前年度に比し、これらによつて相当行政水準の維持向上が期せられることになつております。

以上が昭和三十四年度地方財政計画の概要であります。

なお、このほか、明年度の地方財政につきましましては、別途、地方交付税制

度の改正により、地方団体間の財源の均衡化をさらに前進させることを予定しており、また、地方道路維持と税の譲与基準等についても改正を加え、地方財源の適正な帰属について一その検討を加えることといたしたいと考えております。

最後に、一言お断わりいたしておきたいと存じますが、本財政計画は概算でありまして、今後精査の上、若手の異動を生ずることがあることを御承知いただきたく存じます。

以上であります。

○委員長(館野二君) では次に、政府委員から補足説明を聴取いたしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) お手元にお配りいたしてあります「昭和三十四年度地方財政計画の概要」と題しました六枚とじになっております印刷物で御説明させていただきます。その二枚目に、「第二歳出の概要」と書いてございまして、そこから申し上げます。

歳出の規模は一兆三千三百四十一億円となり、昭和三十三年地方財政計画に比して一千八百億円の増加となるわけでありまして、ちようど八・三%の増加というところになっております。右の方の数字で、カッコ書きになっておりますのは、経費から国庫支出金を差し引きまして純地方負担額を示しているわけでございます。

消費的経費では、五百三十七億の増であります。純地方負担額では、三百九十一億円の増加でございます。

給与関係の経費が多いわけでありまして、そのうち、給与費の(四)欄に書いてありますように、人事院勧告に基く初任給の引き上げ及び期末手当の増額分

が百五十七億円で、純地方負担額では百三十一億円の増加です。この期末手当の増額は、六月分で〇・一五カ月分、十二月分で〇・一カ月分というところになっておりまして、〇・一カ月分の年末に支給される部分につきましても、すでに国家公務員につきましても立法措置がとられたわけでありまして、地方公務員につきましても、昨年暮れそれに準じて支給が行われていたものでございます。(b)は、少し詰め教室解消のための義務教育職員の増員の問題でございます。学級編成や、あるいはそれに即応して確保すべき教員の数について、標準を示す立法が行われたわけでございますが、漸進的に本法定数まで持っていくというところで、昭和三十三年度におきましては、小学校の学級の児童数の最大限は六十人とされておたわけでございます。本法定数は五十人でございまして、大体五年を目途にその数に持っていくというところで、三十四年度は五十八人に引き下げられておるということになるわけでございます。中学校は、昭和三十三年度は、一学級五十五人を最高限度に定めておたわけでございますが、本法定数の五十人に五年がかりで持つていくという意味で、三十四年度は五十四人に引き下げられるわけでございます。そういふようなことから、七千三百人の先生を増員するというところになるわけでございますけれども、児童生徒数の自然減がございまして、差し引きしたしまして、財政計画上の純増は三千二百七十一人と、こういうことになっておるわけでございます。(c)は、法律制度の改正案等に基く増員の問題でございます。警察職員につき

ましては、二千五百人の増というところで、国の予算にも、警備その他の装備の費用が計上されておるわけでございます。給与費は全額地方負担でございます。給与費は全額地方負担でございます。その中で、それに伴います財源措置をいたさうというわけでございます。また人口三万以上の市町村には社会教育主事を置かなければならないという立法がなされようとしておるわけでございます。また、人口三万人以上の市町村については、公民教育に従事いたします人たちの増員が、人口三万人以上の市町村についてそれぞれ一人はできるように財源措置をいたしておきたいということで、五百八十八人の増員を予定いたしておるわけでございます。また、消防法の改正等によりまして、危険物取締りの関係の仕事が府県の仕事に加わつて参ります。あるいはまた、消防訓練を充実するといふような考え方があつたりいたしまして、大体各府県について五人程度の増員を期待していきたいと、こう考へておるわけでありまして、しかし、現実の人は振りかへることも可能でございます。二入程度は、合併の事務が進行してきたといふようなこともございまして、純増として三人を考へまして、百三十八人と、こういふものを財源措置をいたしたいと考へておるわけでございます。また、昨年職業訓練法が制定されたわけでございます。三十四年度から、府県が技能検定を行わなければならないといふことになっておるわけですので、各府県で二人程度この関係の職員の増員が必要であらうと、こう考へまして、九十人について財源措置を考へておるわけでございます。(d)は、臨時職員の定数化の問題でございます。昨年、

国の予算におきまして、臨時職員の二〇%程度を定数化したというところで、法律改正が行われたわけでございます。また、国会の考へ方もございまして、二七%に引き上げられたわけでございます。それに即応いたしまして、地方財政計画におきまして、七%程度の人たちを定数化できるように措置いたしたい、かように考へておるわけでございます。(e)は、暫定手当の本俸繰り入れに伴う附加給の増でございます。暫定手当につきましても、年を追うて整備していくという考へ方がとられておるわけでございます。御承知のように、無級地には三%の暫定手当、一級地には五%、二級地には一〇%、三級地には一五%、四級地には二〇%の暫定手当が支給されております。三十四年度からは、無級地の三%を五%に引き上げる。そして無級地と一級地の差をなくするといふことにされておるわけでございます。その機会に、五%だけは全部本俸に繰り入れてしまふ。そうしますと、二級地、三級地、四級地の暫定手当は五%だけ引き下げられるというところになるわけでございますけれども、従いまして、暫定手当の支給される区域は、二級地、三級地、四級地の三つだけに整理されてくる、こういふことになるわけでございます。しかし、暫定手当が本俸に繰り入れられますと、附加給の算定の基礎になつて参りますので、それだけ附加給が給与費として増額になつてくるものでございます。それから(b)は、昇給財源でございます。それが百八十五億、純地方負担額で百四十九億、義務教育の關係につきましては、二分の一の国庫負担が

ございまして、その部分を差し引きました額が百四十九億円ということになっておるわけでございます。義務教育の關係の職員につきましては、すでに二分の一の負担額が国の予算に計上されておりますので、この計算にあわせまして財政計画の数字を決定いたしておるわけでございます。昨年度の予算に一%の増加を見込み、それからこゝと持つていきますために、さらに三%の増加を見込んで、予算がきめられております。その他の地方の一般職員でありますとか警察職員でありますとかといふものにつきましては、四・二%の昇給財源を見込んでおるわけでございます。そういうものを合算いたした額が、そこに計上されておる金額でございます。その他で五十億、ネットで三十七億ということになっておりますが、先ほど申し上げましたような暫定手当の問題でありますとか、あるいは高等学校の先生が、高等学校の収容人員の増加といふようなことに伴ひまして、千八百六十七人くらい増加しておるわけでございますが、そういうものの経費でありますとかといふものを見込んでおるわけでございます。恩給及び退職料二十三億となつております。これは、過去の実績に基きまして、毎年度の増加額を見て参つておるわけでございます。三%程度ずつ増加しておるというふうな計算をいたしておるわけでございます。

その他の経費では、(f)国庫補助負担金を伴うものが百五億円の増で、国庫支出金を差し引きまして純地方負担額が四十三億円の増加ということになっております。おもなものだけをここに列挙しておるわけでございますが、義

務教育教材費、生活保護費、児童保護費、結核予防費、都道府県警察費、その他というようなものでございます。国庫補助負担金を伴わないものは、差引計算をいたしますと、九億円の減という事になっております。(a)が地方選挙費で、二十七億円の増加、(b)が駐在所勤務警察職員の配偶者に対する協力報償費、これは、駐在所勤務警察職員の配偶者に対して、月千円の報償金を給付するようにいたしたいという、新しい考え方に基くものでございまして、これに基きます主要財源は、交付税の警察費に關します単位費用の増額の形で全府県に保障をして参りたい。こう考えておるわけでござい

ます。(c)が、生徒増、人口増に伴う経費の増十三億、(d)が、旅費及び物件費の節約が三十八億円の減、こういうことになっております。三十四年度の国の予算の編成に当りまして、物件費の性質別に、あるいは二%あるいは三%あるいは五%の経費の節約が見込まれたわけでございますが、地方の場合につきましてもそれに準じまして、旅費及び物件費に限り三%の節約額を見込もうといたしておるわけでござい

ます。(e)は、合併の進行に伴う経費の減少等について、十三億円程度のものを合せて見込んでおるわけでござい

ます。公債費では、七億円減つて参るわけでございしますが、普通地方債分につきましては、二十七億円という、かなり大きな減になっております。(2)の直轄事業分担金にかかる交付公債分では、二十三億円という、かなり大きな増加でございします。これは七億円の減少でございしますが、三十五年度以降は、

この直轄事業分担金にかかる交付公債分が新しく一、二億増加して参りますので、再び増勢に転じて参るわけでございします。そういうようなことから、地方債の増額という事につきましては、なお慎重を期して参りたいというように、将来の傾向からあわせて参りまして、考へておるわけでございします。以上のほか、東京都及び五大市の下水道事業を準公営企業に移しかえることとしたことにより、その関係の公債費三億円をこの部分から落しているわけでござい

ます。維持補修費では、増減を行なつておりません。

投資的経費では、国庫補助負担金を伴うもので四百十三億、国庫支出金を除いた純地方負担額で二百十八億という、大幅な増加になっているわけでございします。これは、公共事業の規模を増大せようとする国の予算の編成の方針、それに基く国費の支出の増大、これが一つの原因になっているわけでありまして、なおそのほかに、地方財政の再建等のための国庫負担の特例に關します法律の期限が三十三年度で終了いたしますので、国の負担率が引き下げられるわけでありまして、反面地方の負担率が引き上げられることになるわけでございします。国費の支出額を臨時特例法の規定に基いて算定された額だと考えますと、地方の負担額は、補助事業で五十五億円の減、直轄事業で三十二億円の減という事になって参るわけであります。反面言いかえますと、この特例法の廃止に伴います地方負担の増加ということが大きな原因になりまして、地方負担が二百十八億円というふうに、大幅にふえるこ

とになったわけでございします。公共事業費は三百九十二億、その中には、普通建設事業費で三百五十八億が参りますが、道路整備五年計画の進捗に伴います部分が最も大きいのでありまして、道路整備事業費で百五十八億、幸い道路整備に關します国庫負担率は、三十三年度の額がそのまま維持されますので、高率な国庫負担をしてもらふことができます。そういう関係から、地方負担の増加は五十六億に上るとなるといふことになるわけでございします。文教施設整備事業費は四十八億、治山治水対策事業費で四十五億、その他で百七億の増加ということになって参ります。災害復旧事業費で三十四億の増加ということになつて参りますが、これは、昨年の災害が近來になく規模が大きかつたということから災害復旧事業費がふえておるわけで、こういう結果を見ているわけでございします。

(四)は失業対策事業費で、二十一億円の増加ということになって参ります。国庫補助負担金を伴わないものは七十五億円の増加でございしますが、普通建設事業費は、文教施設整備事業費、道路整備事業費、下水道整備事業費、新市町村建設事業費等の関係で、六十二億円の増加が見込まれ、災害復旧関係では、三十三年度発生災害復旧事業費の増加が、三十四年度まで影響をいたしたとして、十三億円の増加ということになるわけでございします。

増加歳出の合計額が千八百億円で、純地方負担額は六百七十七億という事でございしますが、備考に書いてございしますように、東京都及び五大市の下水道事業を準公営企業に移しかえる

ことに伴い、昭和三十三年財政計画から、公債費五億、公共事業費十五億、国庫補助金を伴わない普通建設事業費二十九億、計四十九億を控除して比較しているわけであります。なおこのほかに、これらの六大都市の下水道事業につきましては、一般会計から多額な金を繰り出して参るわけでありまして、一応この部分だけを計画からははずして、準公営企業に持つていこう、その他は一般会計にそのまま残して参るわけであります。そうすることによりまして、ある程度独立採算的な経営を強化し、事業の進捗をはからしていきなり、かたがたまた、公衆地方債を相当多額につけながら、早期完成をいたしたいというように考へているわけでございします。

第三は歳入の概要でございまして、地方税では三百四億円の増加ということになって参ります。普通税では、(イ)の現行制度による増が三百十四億、(ロ)の六・三%の増加ということになって参ります。事業税等の減税による減が九十七億、国税の改正に伴う増が七億、こういうことになって参ります。

臨時租税特別措置法の改正等に伴いまして、その程度の増が見込まれるわけでございします。目的税では、現行制度による増が三十九億でありまして、最も大きいのは、軽油引取税の自然増収ということでございします。都市計画税と合せまして、この増加額は二七%と、大幅な増加になっておるわけでございします。軽油引取税の税率引き上げによる増が四十一億、全部差引計算をいたしまして、三百四億円の増加という事になるわけでございします。

地方譲与税では、入場譲与税の現行

制度による増が十四億でございまして、七・三%の増を見込んでおるわけでございします。別途入場税について減税が行われようとして参りますので、それによりまして減収が十九億、差引しますと、五億円の減収という事になって参ります。地方道路譲与税につきましては、十六億円の増収を見込んでおるわけでございまして、一三%の増加ということになっておるわけでございします。特別とん譲与税が一億円の増加、差引計算をいたしまして、十二億円の増加ということになるわけでございします。

三番目の地方交付税では、二百四十六億の増加でございしますが、この中には、税率を一%引き上げることに伴います増収八十二億が含まれておるわけでございまして、三税の二七・五%が二千二百六十億、精算分が百四十四億、こういうことになっておるわけでございします。

国庫支出金は、三百四十一億円の増でございまして、その内容は、義務教育職員給与費、義務教育教材費、生活保護費、児童保護費、結核予防費、都道府県警察費、その他の事項にわたつておるわけでございします。

公共事業費の補助負担金の百八十四億円の増加の内容は、そこに書いておられますように、道路整備事業費で百二億と、大幅にふえておるわけでありまして、その他文教施設整備事業費、治山治水対策事業費、災害復旧事業費補助負担金というようなものでございします。

失業対策事業費補助負担金も、十一億増加いたしております。地方債は、六十五億円の増加という

ことになっておるわけでございますが、これに対応いたします三十三年度の当初計画は、四百三十億円でございす。先ほど大臣からも御説明がございましたように、このほかに、直轄事業の地方分担金につきましては、交付公債の形で国へ納付いたしておるわけでございます。そういたしますと、三十三年度は、四百三十億円のほかに、百三十三億円の交付公債があつたわけでございます。合計いたしますと、五百六十三億円ということになるわけでございます。それに対して増加額が、ここに示しております六十五億円のほかに、直轄事業と交付公債で七十八億円の増加、大幅な増加が予定されておるわけでございます。合せますと、百四十三億円の増加ということになります。この百四十三億円の増加を、今申し上げました五百六十三億円で割りますと、二五%の増加ということになるわけでございます。普通会計分の地方債の純増は二五%という、かなり大きな増加を示すことになっておるわけでございます。六十五億円の方の増加の内訳は、一般補助事業五億円、災害復旧事業二十五億円、義務教育施設整備事業二十五億円、一般単独事業で十億円ということになっておるわけでございます。一般補助事業につきましては、三十三年度から、適債事業というものを五つに限定をしたわけでございます。総合開発、災害関連、港湾、都市計画、住宅、この五つにしばつたわけでございます。そして大体五〇%程度の起債充当率を見たわけでございますが、ただ、都市計画事業につきましては、都市計画税がございすので、三〇%程度の充当率を見

ておつたわけでございます。公共事業費の地方負担額が大幅に増加して参つてきておりますので、五億円増額いたしました。都市計画事業につきまして三〇%の充当率、その他のものにつきましては四五%程度の充当率にとどまる、こういうような結果を見ることになっております。災害復旧事業につきましては、三十三年度の災害について、の復旧事業費に対する地方債がかなり多くふえて参つてきておるわけでございます。

雑収入で五十億円の増加を見ておるわけでございますが、発電水利用料で八億円、発電料がかなり増加して参つてきておりますので、この程度の増加を見込んでおるわけでございます。高等学校の授業料、先生数の増加も対応して計上いたしておるわけでございます。八億円の増加、その他で三十億円、雑入では、恩給納付金の増加が給与費の増加に対応して見込まれますので四億円、こういうことになっておるわけでございます。増加額の合計は一千八百億円ということ、一応歳入と歳出とバランスが合つておるわけでございます。

備考は、東京都及び五大市の下水道事業を連公営企業に移しかえることに伴い、昭和三十三年の財政計画から、国庫支出金四億円、地方債二十億円、雑収入二十五億円、計四十九億円を控除して比較してございます。

もう一つ、一枚紙で、「昭和三十四年度地方債計画」というものをお配りしてございます。今申し上げましたので、もうおわかりいただいておりますが、念のために、一応その紙を見ていただきたいと思います。

一般会計分が三十四年度計画額、A欄で、四百九十五億円、全額政府資金、三十二年以来一般会計分は全部政府資金でまかなうという方針をとつて参つてきておるわけでございます。三十三年度の計画額は四百三十億円でございす。A欄で百五億円の増加に参つておるわけでございます。一般補助事業につきましては、災害復旧事業費で百四十五億円、災害復旧事業費で百四十五億円、B欄から比べて二十五億円の増加、義務教育施設整備事業費で百四十五億円、二十五億円の増加、一般単独事業が百億円で、十億円の増加、こゝろの下水道事業では二十億円の増加、六億円の増加、これは、六大都市分は除いたものでございす。その他で八十億円、四億円の増加ということでございます。そのほかに、先ほど申し上げました直轄事業の分担金、交付公債によりまして、二百一十一億円でございます。二百一十一億円、比較増減では七十八億円の増、こういうことになるわけでございます。

連公営企業分、これは、従来収益事業分と呼んでおつたものでありますが、どうもこの言葉がなじみませんので、準公営企業分というより表現を使いたいと考えておるわけでございます。

百十八億円で、三十三年度より三十八億円の増加、こういうことになるわけでございます。港湾整備事業が四十五億円で、十一億円の増、浚渫に伴いますところの土地造成が主体になつておるわけでございます。簡易水道が二十五億円で、四億円の増加、屠場事業が前年通り五億円、六大都市分の下水道

事業が四十億円で、政府資金が二十二億円、公営資金十八億円ということにしておるわけでございます。前年に比べまして、二十億円という大幅な増額をはかつておるわけでございます。宅地造成事業、これは、区画整備などを行います場合に、私有地の売却がおくれますので、その間起債でつなぎ事業で、区画整理の進捗をはかりたいというのがねらいでございます。新たにこゝろの項目を設けまして、そういう都市の事業の進捗をお助けしたい、かゝうに考えておるわけでございます。

公営企業会計分が四百八十七億円で、七億円の増加、電気事業が百四十億円で、十億円の減、水道事業が二百四十五億円で、十億円の増加でございます。この水道事業の中には、工業用水道事業が三十二億円入つておるわけでありまして、工業用水道としては、二億円の増加ということになるわけでございます。交通事業が六十五億円で、五億円の増加、東京、名古屋、大阪の地下鉄事業が相当に含まれておるわけでございます。病院事業が十二億円で、二億円の増加、市場、国際観光、ガスその他の公営企業は前年通り二十五億円ということになっております。

なお、退職手当償十億円を今まで予定しておりましたのを、三十四年度からは、予定することをやめたい。もとより合併市町村等におきまして必要がありまふ場合には、一般単独事業の中必要な資金の調達をはかりたいというふうに考えております。ただ、一般に退職手当償を予定するよりなやり方は、三十四年度からはやめていきたい、かゝうに考えておるわけでございます。

総額として千百億円、前年度に比べまして百億円の増加、しかし、交付公債分の七十八億円を含めると百七十八億円で、さらに大幅な増加になつて参つておるわけでございます。交通事業にいたしまして、工業用水道事業にいたしまして、ここにもくろんでおります金額だけでは、あるいは相当地不足を来たすのではないかということとを心配してあるわけでございます。そういう場合には、個々の事業につきましては公営資金でも許可する心配をして参りまして、事業の進捗に応じまして起債資金が充当されますようないい考え方を持つておるわけでございます。

以上でございます。

○委員長(館野二君) 本件に關します質疑は、次の適當な機会に譲ることにいたしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○委員長(館野二君) 御異議がないようでありますから、さうにいたします。

○委員長(館野二君) それでは、次には、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、前回に引き続き議題に供したいと思います。政府委員から詳細な説明を聴取したいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 今回提案いたしております市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の要点は二つでございます。一つは、いわゆる附加給付に關する特例の期間を三十五年、来年度の末日まで延長いたしたいという

こととございます。第二点は、共済組合の短期給付に要します費用の市町村負担金についての特例期間を同じく三十五年の十二月末日まで延長したいという、この二点になつておる次第でございます。

市町村職員の共済組合法は、三十年の一月から施行に相なつて参つておるのでありますが、当時市町村職員を対象といたしまして、健康保険でもつてこれらの事業の運営をいたしておつたものを、共済組合の方に切りかえて参つたのでありますが、その場合に、附加給付の点あるいは市町村負担金につきましては、それぞれ共済組合法とは異なつた建前をとつておつた所があつたのであります。これらにつきましては、職員の負担の關係もございまして、また、一般の健康保険法との衡衡の問題もございまして、急激に今変化を及ぼすということもいかかと思われざる節もございましたので、これらにつきましては、五年間にわたつてこの特例措置を認めるということにいたしました。移り変りについて円滑に参りまするよう措置を講じて参つたのでございまして、五年間でございますが、この間全体の地方公務員につきまして退職年金、これと関連をして共済組合法の取扱等につきまして、いろいろ国家公務員との均衡の問題もございまして、改正の問題が論議をせられてきておるのであります。ただいま地方制度調査会におきまして、この問題について調査、御審議をいただいております。遠からず御答申が願えるものであるというふうに期待をいたしておりますが、これらとの関連において、本問題につきましては、さらに再

検討を加える必要がございますが、統一的な退職年金に関する問題につきましては、諸準備その他の都合もございまして、どうしても、早くても来年度以降に相なるものであるというふうに予想をいたしております。そういう点もございまして、これらの特例期間につきましても、もう一年間延長をとりあえずいたしておきまして、全般的な制度の切りかえの一環といたしまして、本問題につきましても、あらためて検討いたして結論を見出したい、かように考へて、本法案を提案したような次第でございます。

附加給付の問題でございますが、これは、現在組合におきましては、法律上定められております給付といたしまして、短期給付關係につきましては、保険給付、罹災給付、休業給付と、大まかにいつてこの三つでございます。これは御承知の通りでございます。保険給付の内容といたしましては、療養給付、それから家族療養の給付、それから療養費、家族療養費、分べん費、配偶者分べん費、保育手当金、埋葬料、家族埋葬料、こういうふうな内容が分れております。また罹災給付につきましては、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、この三つでございます。なお、第三の休業給付の範疇に属するものとしたしましては、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、この三つあるわけでございます。いわゆるこれが法定の給付に相なつておるわけでございますが、これらの法定給付のほかに、組合によりまして若干の附加的な制度を実施をいたしておるのであります。附加的給付を実施をいたしております組合は七つございまして、たとえば、分べん

關係で若干の補助をやる、分べんの補助費、それから、配偶者の分べん補助費、埋葬料の補助金、傷病見舞金、家族療養見舞金、それから結核患者の栄養補助金、こういった附加的の給付を実施をいたしておるのであります。こういうものにつきましては、今すぐにやめさせるという必要もないようにも思ひますし、国の場合におきましても、政令で、組合によりましては附加給付の道が開かれるというふうな運びにも相なつてきておる状況でございます。その中で、もう一度全般的の制度の一環として再検討を加えてみたい、さように考へておる次第でございます。

次に、市町村負担金の特例でございますが、これは、共済組合制度の建前といたしまして、折半負担ということを一応原則にいたしておるのであります。しかしながら、従来健康保険でやつておりました時代におきまして、職員の掛金に対して、市町村が負担をいたします割合をずっと高めておるというところが、全国的に申しても非常に多かつたのであります。それらにつきましては、急に折半負担の原則に戻りますことも、職員の負担に激変を来たすようなことにも相なりますので、これらにつきましては、そのままの措置を認めることにして、今日まで来たつておるわけでございます。現在折半負担の原則でやつておりますものは、全国で十一の組合でございます。そのほかは、職員の掛金に對しまして、二倍、あるいは最も極端な場合におきましては三倍、三・八七倍というふうなところもあるものであります。従来

た、他の健康保険組合との均衡の問題もございまして、特例を認めておるのであります。これらの点につきましても、将来全般的の制度との関連においてもう一度再検討する機会を持ちたいということで、さしあたりもう一年間特例の期間を延長したい、かように考へておる次第でございます。以上、ごく概略でございますが、補足的な説明を申し上げる次第でございます。

○委員長(館哲二君) これより質疑に入ります。

○占部秀男君 局長にお伺いしたいのですが、今度のこの期限の延長の問題ですね。今お話のように、地方公務員の退職年金法案ができると、そこで、まあこの制度の一環として、とりあえず一か年延長しておるのだ、こういうような御説明であつたわけでありまして、そこで、まあ自治庁の予定通り、一か年後に問題が解決すると、こういうことになればこれでいいわけですが、けれども、それが長引くというふうな場合もやはり私は考えられるのじゃないか、そういうふうな場合には、いずれにしても、地方公務員の退職年金法が施行されるかされないかはつきりするまで、やはりこういう扱い方というものはしておいてもらふことは、現場の職員あるいはその理事者側の方としても、非常に混乱を起さずにいいわけでありませうけれども、そういう点についてのお考え方は一つございせんか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻退職年金の問題との関連性ということを申し上げたのでありますが、これは、御承知のように、現在の市町村職員共済組合におきましても、短期給付と、これ

にならぬままに雇用員關係についての長期給付を行なつておりました。これを同時に法律でもつて規定をいたしておるのであります。そういう関連があるわけでございます。しかしながら、短期と長期というものは、必ずしも一緒にやつていかなければどうしてもまづいというものでないのではないのはいかと思つておられます。短期の場合につきましては、率直に申して、私といたしましては、掛金の問題あるいは附加給付の問題、これは、そう深癖に、法律で定められたもの以外のものはやらない、あるいはこれはどうして折半負担でなければならぬということまで踏み切る必要はむしろないのじやなからうか。実際の問題といたしまして、あるいは従来から申しまして、あるいは職員の利益というふうな点から申しまして、このようなる程度の弾力性ということを認めて参りますことがむしろ適當ではないか、あるいは、さらには、一般的に申して、地方自治というふうな建前から申しても適切なことではあるまいかというふうな考えを実は持つておるわけでございます。しかしながら、退職年金制度との関連の問題もございまして、これらにつきましては、できるだけすみやかに結論を得まして、法的措置を講ずる。その際に、本問題につきましても、私といたしましては、今申し上げました方針のもとに結論を下して、繰り込んで参りたい、かように考へております。

○委員長(館哲二君) 本案に對します質疑は、さらに次回に続行することにいたしました。今日は、この程度で散

会したいと思いますが……。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(館野二君) 御異議がないようでございますから、本日は、これにて散会をいたします。

午前十一時四十一分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十八第一項中「又は他の都道府県の退職年金」を「、他の都道府県の退職年金」に、「であつた者が、」を「であつた者又は市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。))であつた者が、」に、「当該公務員又は他の都道府県の職員」を「当該公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、市町村の教育職員としての在職期間については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令の定める基準

に従つて定められていないときは、この限りでない。

第二百五十二条の十八第二項中「又は他の都道府県の職員」を「、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員」に、「又は他の都道府県の退職年金条例」を「又は他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例」に改める。

第二百五十二条の十八第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定は、公務員であつた者、都道府県の職員(都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。))をいう。

以下本項において同じ。〕であつた者又は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前項の規定は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

附則第七條第一項本文中「であつた者」を「又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。))であつた者」に、「都道府県の退職年金条例の規定」を「都道府県又は市町村の退職年金条

例の規定」に、「都道府県の職員としての」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員としての」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

附則第七條第二項中「都道府県の職員」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員」に改める。

別表第一第二十九号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を「学校教育法」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

第六号中正誤

ハシ段 行 誤 正
二 終りから 地方税法 地方税法
二二一四

昭和三十四年二月十三日印刷

昭和三十四年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局